

写

27消安第5031号
厚生労働省発生食0210第1号
平成28年2月10日

山口県知事 殿

農林水産大臣 森山 裕



厚生労働大臣 塩崎 恭久



牛海綿状脳症対策基本計画の全部変更について

牛海綿状脳症対策基本計画を別添のとおり変更したので、牛海綿状脳症対策特別措置法
(平成14年法律第70号) 第4条第4項の規定により通知する。

牛海綿状脳症対策基本計画の全部変更について

牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第4条第1項の規定に基づき、牛海綿状脳症対策基本計画（平成14年7月31日農林水産大臣・厚生労働大臣公表）の全部を次のように変更したので、同条第4項の規定に基づき、公表する。

平成28年2月10日

農林水産大臣 森山 裕
厚生労働大臣 塩崎 恭久

牛海綿状脳症対策基本計画

まえがき

2001年9月に我が国で初めての牛海綿状脳症（以下「BSE」という。）が確認された。その後、国民の間に牛肉消費の低迷といった状況が生じるとともに、畜産農家を含めた食肉業界に混乱が広がった。

このような中、BSEに関する一連の行政対応上の問題点を検証し、その後の畜産・食品衛生行政の在り方について調査検討を行うため、2001年11月に農林水産大臣及び厚生労働大臣の私的諮問機関として「BSE問題に関する調査検討委員会」が開催され、客観的な検証及び科学的な知見に基づく検討が行われた。2002年4月に提出された同委員会の報告においては、農林水産行政に対し、危機管理体制の欠落、消費者保護軽視の行政等厳しい指摘がなされた。

同報告を踏まえ、消費者保護を重視し、リスク分析の考え方に基づいた行政を展開するなど、食の安全・安心の確立に向けた政策の抜本的な改革に取り組むことが喫緊の課題とされた。

そのような状況の下、2002年6月14日に牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号。以下「法」という。）が公布され、法第4条第1項の規定により、農林水産大臣及び厚生労働大臣は、BSEの発生が確認された場合又はその疑いがあると認められた場合において国、都道府県及び保健所設置市が講ずべき措置（以下「対応措置」という。）に関する基本計画を定めるものとされた。

第1 対応措置に関する基本方針

BSEは、1986年に英国において初めて確認されて以降、1990年代にはヨーロッパ大陸に広がり、2003年にはカナダや米国において発生が確認されるなど感染は世界各国に広がった。我が国においても、2001年9月に初めてBSEの発生が確認されて以降、36頭の牛でBSEの発生が確認された。

その後、BSE発生国において、飼料規制等の対策が採られたことによりBSEの発生件数が減少し、2013年の世界における発生件数は僅か7件であり、我が国においては、2009年以降BSEの発生は確認されていない。

このような状況を踏まえ、食品安全委員会は、2013年5月の「牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに係る食品健康影響評価」において、日本においては、牛由来の牛肉及び内臓（SRM以外）の摂取に由来するBSEプリオンによる人での変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）発症の可能性は極めて低いと判断した。

他方、国際獣疫事務局（OIE）は、国際動物衛生規約で、国際的なBSEの格付け（BSEステータス）の最上位である「無視できるBSEリスク」の国の条件として、

① 過去11年以内に自国内で生まれた牛でBSEの発生がないこと

② 有効な飼料規制が8年以上実施されていること

等を掲げているところ、我が国は、飼料規制等の対策を適切に実施してきた結果、2013年5月にOIEから「無視できるBSEリスク」の国に認定された。

引き続き、食品安全委員会によるリスク評価に基づき、国民の健康保護が最も重要であるとの基本的認識の下に、これらの対策を適切に実施し、我が国のBSEステータスを維持することを基本方針として、本計画においては、対応措置に関して、まん延防止、情報伝達、関係行政機関等との協力等に関する事項を定めるものである。

第2 計画の期間

本計画の期間については、おおむね5年間とするが、BSE（非定型BSEを含む。以下同じ。）をめぐる情勢の変化、最新の科学的知見等を踏まえ、必要に応じ、これを見直し、所要の変更を行うこととする。

第3 BSEのまん延防止のための措置に関する事項

1 BSEの発生の確認までの措置

農場段階における措置として、都道府県は、牛の所有者、獣医師等に対して、BSEを疑う症状を呈した牛又は死亡牛を確認した場合には、速やかに届出を行うよう周知するとともに、BSE検査を適切に実施する。また、国及び都道府県は、死亡牛の検査体制を整備するものとし、検査結果の収集及び分析による適切なリスク管理を行うものとする。

と畜場段階における措置として、都道府県及び保健所設置市は、BSE検査並びに法第7条第2項に規定する牛の特定部位（以下「特定部位」という。）の除去及び分別管理の実施についての確認を適切に実施し、国は

都道府県及び保健所設置市に対し、BSE検査を適切に実施するための技術的支援を行うものとする。

2 BSEの発生が確認された場合における措置

BSEであると判定された牛の死体が所在する都道府県、BSEの病原体であるBSEプリオンに汚染された物品が所在する都道府県、BSEであると判定された牛からの検体の採材施設が所在する都道府県又はBSEであると判定された牛の死体の保管施設が所在する都道府県は、BSEであると判定された牛の死体等の所有者に対して、焼却、消毒等の必要なまん延防止措置の実施について指示するものとする。また、BSEの発生がと畜場において確認された場合、当該と畜場が所在する都道府県又は保健所設置市は、BSEであると判定された牛の所有者等に対して、当該牛の全ての部分の焼却を指示するとともに、と畜場の設置者又は管理者に対して、牛の特定部位に接触し、又はそのおそれのある施設設備等の消毒措置等を確実に実施するよう指示するものとする。

また、国及び都道府県は、BSEであると判定された牛若しくはBSEプリオンに汚染された物品の所有者又は都道府県が行う焼却、消毒等に必要の体制の整備、個体識別体制の整備等に努めるものとする。

さらに、BSEであると判定された牛が飼育されていた農場が所在する都道府県は、速やかに当該農場における同居牛の移動の制限を行うとともに、必要に応じて、独立行政法人家畜改良センター等の協力を得て、飼育状況等の把握及びBSEと疑われる牛の特定に努め、順次、殺処分及びBSE検査を実施するものとする。

3 感染源及び感染経路の究明

BSEであると判定された牛が飼育されていた農場が所在する都道府県は、国、関係都道府県等の協力を得て、当該牛への飼料の給与状況等の疫学調査を実施するものとする。

国は、BSEであると判定された牛の疫学調査を実施する都道府県等と協力して、飼料等の原材料の流通経路等に関する調査を実施し、感染源及び感染経路の究明を行い、再発防止に努めるものとする。

第4 正確な情報の伝達に関する事項

1 BSEの発生の確認に関する情報の伝達

BSEの発生が確認された場合には、国及び地方公共団体は、BSEであると判定された牛及び発生農場における飼育管理の概要等に関する情報について、プレスリリース、ホームページ等を通じて適切な方法により公表するものとする。

また、公表に当たっては、BSEの特性とともに、BSEが疑われる牛の隔離等適切な防疫措置の実施状況等についても説明するものとする。その際、当該牛に関連する地域において、BSEが発生した農家のプライバシーに配慮しつつ、過剰な取材を行わないよう報道機関等に協力を求めるものとする。

さらに、と畜場においてBSEの発生が確認された場合には、BSEであると判定された牛に由来する食肉等は焼却処分となるため市場には流通しない旨を、適切な方法により公表するものとする。

2 BSEに関する正しい知識や科学的知見の普及

国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、BSE検査の実績、BSEに関する基礎的知識、牛肉等の安全確保対策等のBSEに関する正しい知識を普及するとともに、BSEや変異型クロイツフェルト・ヤコブ病(vCJD)に関する科学的知見を紹介し、BSEに関する国民の理解を深めるものとする。

第5 関係機関及び地方公共団体の協力に関する事項

1 人員の確保、研究の推進等

国、都道府県及び保健所設置市は、関係市町村等の協力を得て、対応措置の実施に必要な人員を確保するとともに、研修の実施による診断・検査技術の向上等を図り、関係独立行政法人等の協力を得て、BSEに関する専門家の派遣、防疫体制の整備等を行うものとする。

また、国は、BSEプリオンに汚染された飼料等を摂取することが感染の原因とされるBSEとは異なり孤発性の可能性が示されている非定型BSEの伝達性の解明等の研究を推進するものとする。

2 関係府省等との協力

農林水産省及び厚生労働省は、本計画に掲げる措置を実施するに当たっては、関係府省との緊密な連携を図るものとし、また、都道府県等において、本計画に掲げる措置が適切に実施されるよう、相互に連携を図り、必要な措置を講ずるものとする。

第6 その他対応措置に関する重要事項

1 BSEの発生予防のための措置

(1) 輸入検疫措置

国は、諸外国におけるBSEの発生状況、発生リスク等に関する情報を収集し、これらの情報に基づき、食品安全委員会において必要な評価を行った上で、その評価結果等を踏まえ、的確な輸入検疫を実施するものとする。

(2) 国内における発生予防措置

国及び都道府県は、肉骨粉を含む飼料の使用、製造及び販売に係る措置が適切に実施されていることについて、独立行政法人農林水産消費安全技術センターの協力を得て監視するものとする。

また、国及び都道府県は、牛の肉骨粉を含む肥料の使用、製造及び販売に関し、必要な規制措置を講ずるものとし、その措置が適切に実施されていることについて、同センターの協力を得て監視するものとする。

2 肉骨粉及び畜産副産物の処理等に関する措置

国及び都道府県は、飼料及び肥料としての利用が規制されている牛の肉骨粉については、焼却等の的確な実施の推進に努め、また、関係業界の協力を得て、死亡牛の焼却施設等において適切な処理が行われるよう努めるものとする。

また、国及び都道府県は、牛の肉骨粉を原料等とする飼料及び肥料の使用に関し、必要な規制措置を講じつつ、畜産副産物を原料段階で畜種別等に区分して化製処理を行う体制の整備に努めるものとする。

3 畜産農家、関係業者等の経営安定に関する措置

国は、畜産物に係る需給及び価格の動向等の状況の変化を踏まえ、BSEの発生に伴う牛肉価格の低下等により経営が不安定になった牛の生産者、牛肉に係る製造、加工、流通又は販売の事業を行う者、飲食店営業者等に対し、その経営の安定を図るために必要な措置を講ずるものとする。